

イスラーム無利子論と現代金融の諸問題

河野正史

1. 不労所得としての利子所得の否定、 資源・富の退蔵の牽制と有効利用の促進

イスラームの無利子論の概念をただ単に高利貸しによる高利・暴利に対する反対からの否定とのみ解すると、それは大きな間違いである。高利・暴利の規制・取り締まりは何もイスラームに限らず、東西各国の歴史において必ずといってよい程見受けられる事象で特に特筆することもないであろう。イスラームにあっては人と資源は一体であり、資源の利用権は人を超えた神の手にあるとして、労働の報酬と財の私有を認めつつも、必要以上の財の一部を公共財に還元させ、資源と富の退蔵を牽制し、有効利用の奨励を期している。

このことは当然、賭博・投機に基づく一方的な利得や、高利貸しによる高利・暴利利得は不公正所得として排除すると共に、正当な労働を伴わず座して一方的に利子を受け取る不労所得も当然否定する。即ち財の私有 — 貯蓄・蓄財を許容しつつ喜捨を通じて公共財との調和を図り、退蔵を牽制しつつ財の有効利用を促進させ、不労所得を排して同胞が等位に立つ共同体理念の下で資本の生産部門への直接投入を促し、資源や財の効率活用を通じて社会全体の安定調和を目指すというものである。

2. 投資に伴うリスクの公正な分担と その果実ないし損失の公正な分担

上述の通り、イスラームの無利子論の概念はただ単に高利・暴利を排するというだけでなく、資金提供者即ち出資者の側と、その資金を使用して生産交易等の経済活動に従事する事業者とが、その事業に伴うリスクを公正に分かち合うと共に、その果実の分配についても、万が一失敗した際の損失についても公

正に分かち合うこと、即ちその投資事業と運命を共にすることを求めている。即ち出資者と事業家とが互いにその機能を認め合って投資事業の成否に直接関わり合い、かつ運命を共にするというのである。

このことは、西欧の金融組織の、投資事業の成否に関わりなく一定の利子を受け取り、預金受け入れ金融機関は預金元本の保護を第一義的に当然視し、又資金貸し出しに当たっては、その貸し出し資金の投資の成否に関わりなく一定の利子の支払いを求める方式が、不特定多数の預金受け入れと、金融機関独自の判断による資金貸し出し、投資運用とを完全に切り離すことによって、より膨大でより長期化した資金形成を可能とし、かつその資金貸し出し、投資運用を自主的に決定出来る — その時点における経済需要に応えられる、ないし政策誘導を可能にする — ことにより、より有利あるいはより必要な分野に資金運用を可能とすることによって金融機関としての経営基盤の有利性、安定性を約束しているとする考え方からは、イスラームの無利子論はさだめし荒唐無稽と映り、到底現代金融組織下で機能する筈がなく実現性のないものとして退けられるであろう。しかしこの西欧の金融方式には一つの大きな矛盾が存在する。それは即ち、預金者はその資金の使途、投資事業の成否に関わりなく常時一定の利子を受け取るとするルールから、その資金を貸し出し運用する側の金融機関も、年間を通じて常時貸し出し利子の支払いを求めることを余儀なくされ、この間、資金借入をした事業家は、例えば工場の休日等生産活動が行なわれていない間も利子の支払いを続けなければならず、明らかに投下資本が休止している場合も利子支払いを余儀なくされるという不合理を生じているのである。そして事業が成功した際には一定の利子を支払うことで済む代わりに、万が一、事業が失敗しても利子支払いの義務は終始付きまとうことになる。またこの結果借入金の返済が不能に陥ると担保物件が取り上げられ、債権者の手に移され処分されてしまう。現在アメリカの農家が、世界的な農産物の供給過剰とドル高による国際競争力喪失の結果、倒産に追い込まれ、次々と農器具はもちろんのこと農地を金融機関に取り上げられているのがその好例である。倒産農家はも

はや農業を続けることが出来ず離農を余儀なくされているのである。ここでは農家のこれまでの農業生産によって社会経済に果たした役割は完全といってよい程無視されてしまっているのである。

更に言えば、資金の貸し出しに当たっては、一部政府の政策金融機関を除いて、その事業のもつ社会経済上の有用性、必需性は必ずしも充分に考慮されることなく決定されることもあり、又その事業の実現可能性の検討は必ずしも充分になされないままに、その時点における物的担保とか信用力とか支払い能力の有無に貸し出し決定に当たっての判断の重点が移ってしまっているのが、一般的な西欧金融組織の考え方である。この結果、どんなに社会経済に有用でしかも有望な事業でも、その事業家に金融担保力、信用力がないと必要な資金の調達を決して容易でないのが実情である。このことは、真に必要な事業部門に必要な資金が供給されるとは限らないことを示しており、首尾よく資金供給が得られる場合でも、信用力が不足しているとか、あるいは低いと判断された時には、その貸し出し条件はより厳しくなり、金利は信用力充分な事業家に対するものよりも不利なものとなるのが西欧金融の常識である。つまりその融資対象となる事業の社会経済有用性、その予測される収益性、返済可能性、さらには実現可能性に相応しい条件で資金が供給されるとは限らないのである。

西欧の金融組織が最も合理的な資本形成方式を創出しながら、その資本供給の最終需要者である事業家の事業のもつ返済実現可能性と必ずしも一致しない——その理由と説明は如何につけられようとも——、即ち事業家の持つリスクと共に在ることを本来的に拒否することを意味している。現在、真のバンキングとは何かを問われている理由の一つはこの点にあるのである。今日、発展途上国向け累積債務問題の奥底にはこの点が本質的に内在していることを知るべきである。本当に必要としている所に資金がいかない、それで真のバンキングと言えるであろうか。必要な事業のところで必要なリスクを分け合い、成果を分け合い、運命を共にすることによって、公正な投資効果を期待すべきではないか。

3. イスラーム無利子論の西欧現代金融システムに与える啓示

今日の西欧の金融システム — それは世界的な現代の金融システムと言って差し支えない — が抱えているいくつかの問題点には次のようなものがある。

その第一は金融が本来果たすべき機能である貯蓄資産の保護と安全確実な通貨決済手段を約束する金融秩序を、自由化されたユニヴァーサル・バンキング・システムのなかでどのように確立するかということである。これはオイル・ダラーの大量流入によって肥大化したユーロ・ダラー・マーケットが無国籍で無統制の本来の性質からいづれの国の規制や税制にも服さず市場の自由価格、自由競争原理のみに従う結果、ともすれば預金者保護の精神が軽視されがちであり、コンピューターの高度普及によって一見安全確実しかも瞬時の決済を保障しているかに見えるが、何らの規制をも受けずに高リスクで運用される危険性なしとしない現状にある。このことは一見イスラーム無利子論と何の関係もないように思われるかも知れないが、資金提供者と資金運用者との間が分断されてしまっている西欧の金融システムに問題があるということを指摘しておく必要がある。

その第二は、つい最近迄オイル・ダラーを競って受け入れ、それをより高利回りに運用すべくマージンのより高い発展途上国への貸し出しに狂奔した、ここ数年の民間銀行貸し出しが今日、途上国の累積債務問題をより深刻なものとしていることは周知の通りである。

モーガン銀行の調査によれば主要累積債務国の現状は次の通りである。

	対外負債の利子支払いに占める 輸 出 額 の %				輸出を 100 とした場合の 対 外 負 債 %		
	1985 年末	1983	1985	1986	1983	1984	1986
	b\$	%	%	%	%	%	%
アルゼンチン	49	55	51	46	454	474	537
ブラジル	106	42	38	29	366	352	350
チ リ	21*	37	42	33	377	428	427
コロンビア	13*	24	23	15	261	242	206
メキシコ	97	35	33	35	316	325	420
ベネズエラ	38	20	21	26	216	217	333
インドネシア	25**	9	12	17	145	175	259
韓 国	42**	11	12	9	136	144	135
フィリピン	26*	24	27	24	295	319	313
ナイジェリア	20*	9	9	14	166	153	261

(出所) World Financial Markets, Morgan Guaranty Trust Co. of
New York September, 1986,
* February, 1986, **OECD, External Debt of Developing
Countries in 1984, 1985.

もちろんこの中には公的資金によるもの、即ち政府、国際機関等の貸付も含まれているが、全体の 65% (累積債務の総平均) は民間銀行によるものである。上記の表の第一は、対外負債の利子支払いに占める輸出額の%推移を示しており、この 4 年間に大部分の国が悪化させ、年間利子支払い額がその国の輸出額の 2 年ないし数年間分にも達しているのである。又その次はその国の年間輸出額の 2 倍から数倍もの対外負債を抱えており、それがますます悪化していることを示している。このような状態では国民の生活水準の改善はおろか引き下げをももたらしかねない — それもただ利子支払いのためだけでこのような深

刻な状況にあり、利子支払いのためだけの借入を重ねて、しかもその借入のまた利子支払いを迫られるという悪循環を繰り返して、その償還見込みは全く立っていないのである。この12月5日ニューヨークで開催された国際通貨サミットでも、その解決手段の一つとして債務の株式証券化を促進させることを合意しただけで、金利の減免については意見の一致をみるに到らなかった。

債務の株式証券化とは、途上国に債権をもつ先進国の銀行が途上国に直接投資しようとする外国企業に債権を額面より安く売却し、その企業が額面に近い価格分の現地通貨を取得して現地企業に出資するというのであり、途上国にとっては債務が減らせるし外国企業も安上がりで直接投資が出来るというわけであるが、これはあくまで、債務軽減の苦肉策であってひとつの彌縫策にすぎないのである。一種の出世払いに棚上げしようとするものであり、いわんやイスラームの同胞同位の理念からリスクを終始公正に分担して投資事業の運命と共にしようとする考え方からは程遠いものである。ここで一番問題なのはこれら民間銀行の貸し出しはそれぞれの生産投資計画と結びついておらず、しかもその貸し出し期間が投資収益期待期間よりはるかに短く（僅か5年）、償還期限到来時にその都度借り換えを余儀なくされ、さらに信用低下により借り換えの度に金利が高くなる傾向にあることである。既述のとおりここでは貸し出しとその対象投資計画とは完全に遊離してしまっている。西欧のバンキング・システムのもつ最大の問題点がここで露呈しているといつてよいであろう（このことについては、宮崎義一教授の「世界経済をどう見るか」に詳しく説明されている）。上記イスラームの無利子論が大いに示唆する所以である。

その第三は、オイル・ショック後、世界の同時不況から、企業の設備投資機運は徹底的に減衰し、世界各地に膨大な過剰流動性を生じた結果、その資金運用先発掘に迫られて、いわゆるベンチャー・キャピタルの育成発掘に狂奔し出資金融を追い求める一方、鉱物資源開発の金融手段として、その鉱物資源埋蔵量をもとに資源所有者と資源開発事業者との間にたつてファイナンスするいわゆるプロジェクト・ファイナンスの金融手法が開発されているが、これらは共

に資金提供者と資金利用事業者とがリスクを共に分かち合うことを受け入れざるを得ないことを示すもので、これはイスラームの目指すバンキングの考え方に他ならない。

いずれにせよ、累積債務の株式化といい、ベンチャー・キャピタルといい、プロジェクト・ファイナンスというも、いずれも西欧の金融組織のもつ自縄自縛的な矛盾を露呈したものとみることができよう。当面のやむにやまれぬ窮余策に出たものであるが、その奥底には、イスラームがつとに予見した点、即ち資本投下の一時的ないし一時的意義 — 個々の有用確実な事業計画との直接的な結びつけを怠ったまたは無視したこと — に発するものといえよう。イスラームの無利子論の持つ理念の、西欧の金融システムへの啓示は今始まったばかりである。

参照・参考資料

- 『イスラーム経済論』ムハンマド・バーキルッ＝サドル、黒田壽郎訳、国際大学中東地域研究所。
- 「イスラーム世界における女性の地位」黒田美代子『女性と文明』春秋社。
- 『無利子銀行論』ムハンマド・バーキルッ＝サドル、黒田壽郎訳、国際大学中東地域研究所。
- 「アラブ・イスラーム銀行の全貌 — OECD レポートの全訳」中東経済研究所（興銀中東班提供）
- THE LAW FOR USURY-FREE BANKING, BANK MARKAJI ISLAMI IRAN
（興銀中東班提供）
- 「イスラーム銀行業の現状と展望」興銀データサービス（興銀中東班提供）
- Islamic Interest-Free Banking, M. S. Khan.
- 『ユーロカレンシーの経済学』G. W. マッケンジー著、原享ほか訳、文真堂、1979年。
- 『プロジェクト・ファイナンス』横井士郎編、有斐閣、1985年。